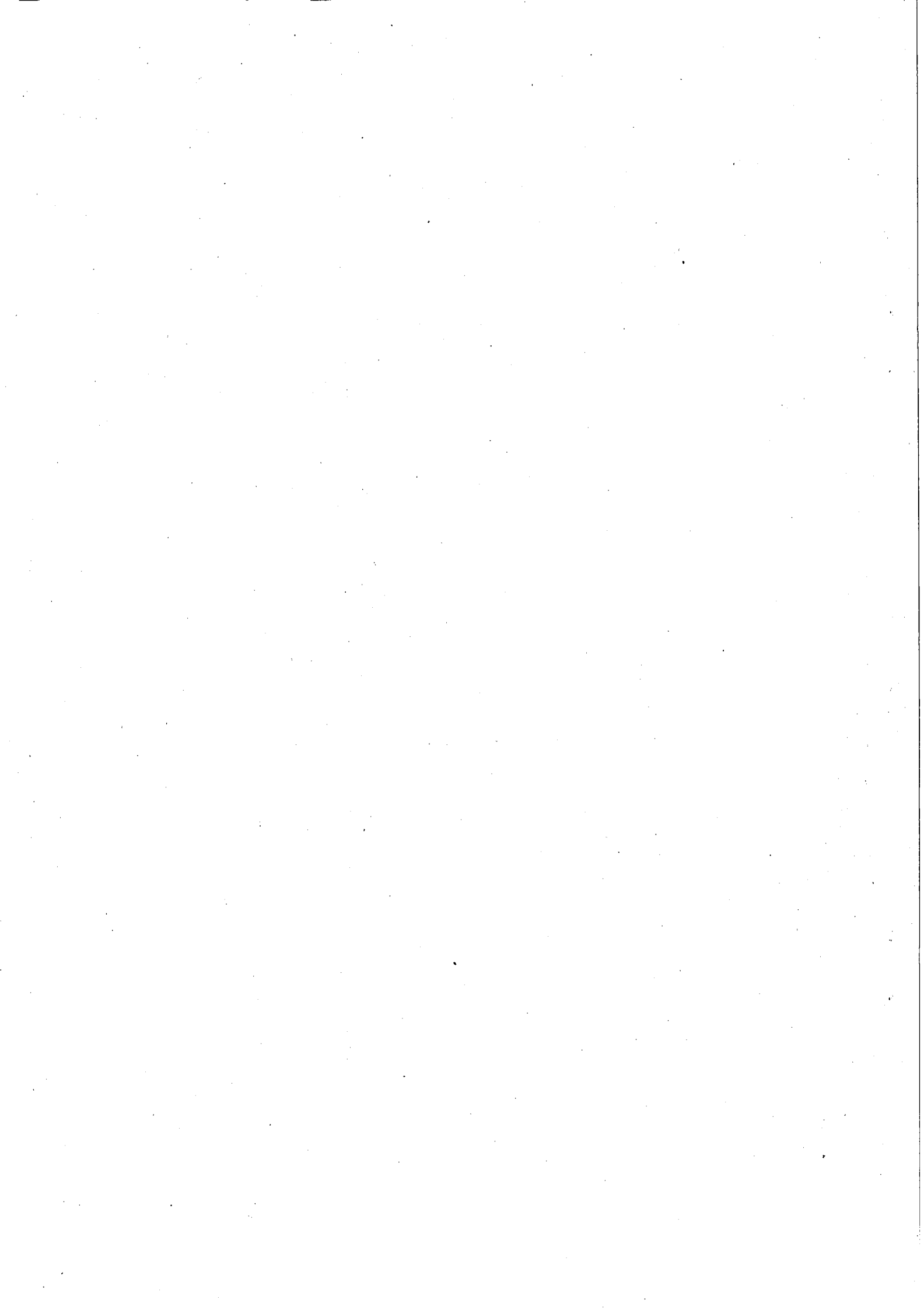


山口東京理科大学

- ◆業務方法書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- ◆役員報酬規程（役員退職手当規程含む）・・ P.3
- ◆中期計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
- ◆年度計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.17
- ◆中期目標・中期計画対比表・・・・・・・・・・ P.33



公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び山陽小野田市が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成28年山陽小野田市規則第5号）第2条に規定する事項を定め、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規定で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができるものとする。

(その他)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必

要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、山陽小野田市長の認可があった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学役員報酬規程

平成 28 年 4 月 1 日

規程第 125 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については基本報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 役員の報酬(期末手当を除く。)の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日に支給する。

(基本報酬)

第 4 条 常勤の役員の基本報酬月額、次のとおりとする。ただし、次の役員が非常勤の場合は、報酬は支給しない。

(1) 理 事 長 655,000 円

(2) 副理事長 625,000 円

2 理事長は、経営審議会の議を経て、前項の基本報酬月額を変更することができる。

(通勤手当)

第 5 条 常勤の役員には、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学給与規程(平成 28 年規程第 120 号。以下「給与規程」という。)第 11 条の例に準じて通勤手当を支給する。

(期末手当)

第 6 条 常勤の役員には、給与規程第 21 条の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 202.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 217.5」とし、同条第 3 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬月額に当該基本報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第 7 条 常勤の役員が退職(任期満了の場合を含む。以下同じ。)し、又は死亡した場合の退職手当の額は、基本報酬月額に、その者の勤続期間 1 月につき、

100 分の 25 の割合を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。

(月の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第 8 条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤の役員に支給する就任当月分の基本報酬は、第 3 条の規定に基づき算出される当該役員に支給する基本報酬月額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において退職した常勤の役員に支給する退職当月分の基本報酬は、日額にその月の初日から退職した日までの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本報酬月額を全額支給する。

(非常勤役員手当)

第 9 条 非常勤の役員の手当は、次の各号に掲げる非常勤の役員の区分に応じ、当該各号に定める額に勤務した日数を乗じて得た額とする。

(1) 理 事 日額 30,000 円

(2) 監 事 日額 30,000 円

2 非常勤の役員には、通勤に要する費用を公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学国内出張旅費支給規程（平成 28 年規程第 31 号）の例に準じて支給する。

(報酬の支払原則及び報酬からの控除)

第 10 条 役員の報酬等は、役員の指定する役員本人の預貯金口座への口座振替の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第 11 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期計画

目次

- 第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
- 第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置
- 第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 第7 その他業務運営に関する重要目標
- 第8 その他記載事項

計画

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

(1) 学部及び大学院研究科

学 部	工 学 部	機 械 工 学 科
		電 気 工 学 科
		応 用 化 学 科
大学院研究科	工 学 研 究 科	工 学 専 攻

(2) 研究所等

研 究 所	液 晶 研 究 所
	先 進 材 料 研 究 所

第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等の充実

① 教育課程編成方針等の明確化

確かな基礎学力と高度な専門知識を修得した人間性豊かな人材を養成するため、学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学者受入方針を明確に定め実践する。

② 教育方法の工夫・開発

講義形式で行っている授業に能動的学修力の育成に効果的な教育手法（アクティブ・ラーニング）を取り入れる。

③ 教養科目の体系化

現代社会が直面する課題に対応する文理融合科目（統合科学）や、異分野・学際領域理解のための科目を充実する。また英語教育の強化を図り英語による授業を拡大充実し、英語教育の効果を測定するために TOEIC を利用する。

④ 国際感覚を備えた人材の養成

学生の目線を海外に向けさせ異文化に触れる機会として、短期留学を実施するために国際交流センターを設置するとともに、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう危機管理の体制を整備する。

(2) 教員の教育能力向上の推進

大学及び大学院の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD活動）を計画的に実施する。

(3) 学生の受入れに関する方針の明示

入学者に求める能力、適性等を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として明確化し、入試方法及び評価方法を点検し、適宜修正を加える。

2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 多様なニーズに対応した支援

- ① 経済的理由や罹災等で就学が困難な学生に対する授業料減免制度や大学独自の奨学金制度等の仕組みを構築する。
- ② 学生の主体的な課外活動を運営、財政の両面から支援し、主体性の向上と社会性の涵養を促進する。また、学生自治会、教育後援会及び同窓会との協力体制を整備する。
- ③ 学生の健康相談、心的支援及び生活相談等を行う体制を整備し、担任教員制度を活用して問題を抱える学生や留学生及び障がいを持つ学生への支援を行う。

(2) キャリア支援の充実

- ① キャリア支援センターと学部・研究科が連携し、就職の斡旋等にとどまらず、進学を含むキャリア形成全般について支援するとともに、市内企業及び県内企業の魅力を多くの学生に知ってもらうための取組みを強化する。
- ② 教員採用試験、公務員採用試験及び国家資格試験等の特別講座を開講し、各試験の合格率を高める取組みを実施する。
- ③ 県内企業に対して、本学が主催する企業面談会への参加や本学内での会社説明会

等の開催を実施することにより、県内就職を希望する学生と企業のマッチングの機会の拡大を図る。

3 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の活性化

- ① 産学官連携の研究プロジェクトの検討、企画を行う。
- ② 研究活動の主体である大学院生の入学者増加を図り、全ての研究室に大学院生が在籍することを目指す。

(2) 研究成果の集積と公表

地域産業界や地域社会のニーズにマッチした研究テーマ及び国際的に通用する研究領域を絞り込み、研究成果を挙げる上で最も有効な体制を検討する。

(3) 学術交流の促進

国内外の大学や研究機関との交流、共同研究の拡大を図る。

(4) 研究倫理の徹底

研究活動に係る不正防止を図るための全学的な仕組みを構築する。

第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化

- (1) 地域連携センターの生涯学習部門及び地域連携室を中心に地域社会との連携や地域貢献活動を推進強化する。
- (2) 講演会、研修会、教育・教養講座及び中高教員向け教育等を計画、実施する。
- (3) 地域の技術力向上の支援（技術相談、企業教育支援、専門家派遣、人材の供給等）を行う。
- (4) 学生向けの地域教育の推進及び地域活動の支援（大学施設・設備の提供、教員知識の活用等）を行う。
- (5) 地元小中高への出前授業や実験体験、市民への大学開放を実施する。

2 産業界との連携

- (1) 大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを図り、支援する仕組みを構築する。
- (2) 研究連携、シンポジウム、セミナー及び研究成果の活用促進等大学の外に向けた活動を活性化する。

3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮

- (1) 地域の課題に対して積極的に市や商工会議所の委員会、審議会に参加する。

4 学生の地元定着

- (1) 入学者に占める県内学生割合の向上

入学者選抜の適正な実施に留意しつつ、入学者に占める県内出身者の割合を高めていく。

(2) 県内就職割合の向上

大学を卒業し、県内に就職する者の割合を高めていく。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 業務執行体制の強化

① 理事長、学長を中心とした運営体制の構築

経営審議会、教育研究審議会、教授総会、研究科会議等の管理運営と教育研究の緊密な運営体制を構築する。

② 簡素で機能的な組織の編成

運営組織の目的や業務内容の見直しを定期的に行い、簡素で効率的な組織を構築する。

(2) 人材育成の強化

① 適切な人事評価制度の確立

教員の能力、意欲、業績及び大学運営への貢献度が自己の処遇に適切に反映される多面的な人事評価制度を確立する。

② 計画的な職員の採用と配置

大学事務における専門性を強化するため、職員人事計画を策定し、業務内容に応じた適材適所の配置と人材確保を行う。

③ 事務職員の職能開発

管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた組織的な職員研修（SD活動）を計画的に実施する。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

① 大学に関する情報の積極的な提供

多様な広報の手段や機会を効果的に活用し、社会への説明責任を果たすと共に、大学ブランド力を高めるための情報提供、広報活動を推進する。

② 外部有識者が大学運営に参画する仕組みの充実

理事、経営審議会、教育研究審議会の委員等に外部有識者を委嘱し、大学運営に参画させる体制を構築する。

③ 初等中等教育への支援

小・中学校における理科教育事業や教員の指導力向上のための研修会等に講師を派遣する。

(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進

- ① 自己点検評価及び外部監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な仕組みを構築する。
- ② 監査法人等が行う外部監査の仕組みを構築する。

(5) 他の教育機関等との連携

- ① 東京理科大学と姉妹校協定を締結し、教育研究、産学連携、人材育成及び職員の人事交流等を継続する。
- ② 公立大学協会加盟校や中四国支部大学と連携する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育組織の見直し

自己点検評価や外部評価等を踏まえ、学部及び研究科等の教育研究組織を見直し、適切な教員配置を行う。

(2) 薬学部を設置

平成30年4月に現在の校地内に薬学部を開設する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立

外部研究費の獲得件数の増等、教育研究活動の活性化や教職員の資質の向上に資する仕組みを構築する。

(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築

- ① 教育職員の人事制度、採用方針及び計画等を取りまとめる教員人事委員会を設置し、全学的な視点に立った制度を構築する。
- ② 事務職員の適正な定数管理のもと、全学的な視点・方針に則り、限られた人材を効果的に配置する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- (1) 外部委託の活用、情報化の推進等、業務の効率化を行う。
- (2) 学内の各種データや業務手順書等をデータベースとして一元化する。

第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 授業料等学生納付金

大学院の入学定員増を行い、学生納付金の安定的確保を図る。

(2) 外部研究資金等の積極的導入

研究助成金や競争的研究資金の採択率を高めるための措置を講じる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中・長期財政計画に基づき、適正な予算編成と厳格な予算執行を行う。

3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置

(1) 教室の稼働率、体育施設の利用状況、図書館の利用者数等、施設設備の利用状況を調査し、その結果に基づき、施設設備の運用改善、有効活用を図る。

(2) 施設設備の資産価値を保全し、大規模修繕等の経済的損失を最小限に抑えるため適切かつ計画的な保守・管理を行う。

第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検、評価を実施する体制の整備

加盟する認証評価機関の評価基準と評価項目に沿って自己点検・評価を実施する。併せて、中期計画の目標達成状況を自己評価する。

2 自己点検、評価の内容、方法の充実

具体的に設定された指標や達成水準に基づいた自己点検・評価を実施し、その評価結果を適切に大学運営の改善に反映させる。

3 評価結果の公表

自己点検、評価の結果については要約した資料を公表する。

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

良好な教育研究活動環境を維持するため、既存施設の修繕計画や新たな施設設備及び実験機器の整備計画を策定する。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

学校保健法及び労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を確保し、学生や教職員の健康保全及び安全衛生に努める。

3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置

研究費を適正に使用し法令の遵守に努める。また、危機管理体制を整備するとともに、学生、教職員に対し防災訓練等を定期的に行う。

第8 その他記載事項

1 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（1）予算

平成28年度～平成33年度

（単位：百万円）

区 分	金額
収入	
運営費交付金	3, 305
施設費	100
自己収入	3, 666
授業料等及び入学検定料収入	3, 538
雑収入	60
受託研究等収入の外部資金	68
国庫補助金等	52
その他	18
計	7, 141
支出	
業務費	4, 968
人件費	3, 581
教育研究経費	1, 302
受託研究費等	85
一般管理費	1, 993
その他	180
計	7, 141

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中、総額3, 581百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注）平成29年度以降の人件費の見積りについては、平成28年度の人件費見積りを踏まえ試算している。

注）退職手当については、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が定める規定に基づき支給することとするが、措置される金額については、各事業年度の予算編成過程において山陽小野田市の職員の退職手当に関する条例を基準として算定される。

〔運営費交付金の算定ルール〕

中期目標期間中、毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する計算方法により算定したもので決定する。

運営費交付金＝(1:人件費)＋(2:教育研究費)＋(3:一般管理費)＋(4:特殊要因経費)－(5:自己収入)

1 人件費＝「役職員人件費」＋「教員人件費」

- ・ 「役職員人件費」：管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費所要額。
- ・ 「教員人件費」：教育研究活動で必要となる教員の人件費所要額。

当該事業年度の役職員数、教員数を基準として算定。

2 教育研究経費＝「教育経費」＋「研究経費」＋「教育研究支援経費」

- ・ 「教育経費」：学部、大学院の学生に対する教育活動で必要となる経費相当額。
直前の事業年度における経費及び当該事業年度の学生見込数等を基準として算定。
- ・ 「研究経費」：教員の研究活動で必要となる経費相当額。
直前の事業年度における経費及び当該事業年度の教員数等を基準として算定。
- ・ 「教育研究支援経費」：教育研究活動を支援する地域連携センター、機器センター及び図書館運営管理費等経費相当額。

直前の事業年度における経費を基準として算定。

3 一般管理費

- ・ 「一般管理費」：学舎の維持管理等に要する経費相当額。

直前の事業年度における経費を基準として、平成31年10月以降は消費税及び地方消費税の税率を10%にて算定。

4 特殊要因経費

- ・ 臨時的経費として、当該事業年度に特に必要な経費。
各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- ・ 平成28年度については、公立大学法人に伴う新規経費
- ・ 大規模修繕費、高額設備（備品）費については、所要額を個別に算定し、山陽小野田市の財政状況を勘案した上で別途措置される。

5 自己収入＝「学生等納付金収入」＋「雑収入」＋「受託研究等収入の外部資金」

- ・ 「学生等納付金収入」：当該事業年度の入学検定料収入、入学金収入、授業料収入等。入学検定料、入学料、授業料等は、当該事業年度の志願者見込数、入学見込数、学生見込数を基準として算定。
- ・ 「雑収入」：当該事業年度の財産貸付等収入、大学入試センター試験事業収入、証明書交付手数料収入等。施設の貸付料収入など過去の実績及び今後の見込を基準として算定。
- ・ 「受託研究等の外部資金」：受託研究等収入、共同研究等収入、受託事業等収入

注) 自主的な取組による増収策や収入増により得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。

注) 運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。なお、山陽小野田市の予算編成過程における「予算の調製方針」等によっては、再計算された運営費交付金を調整する場合がある。

(3) 収支計画

平成28年度～平成33年度

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	7, 134
業務費	4, 968
教育研究経費	1, 302
受託研究費等	85
人件費	3, 581
一般管理費	1, 859
財務費用	307
減損	0
減価償却費	307
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	7, 134
運営費交付金収益	3, 305
授業料収益	2, 879
入学金収益	345
検定料収益	117
補助金等収益	27
受託研究費等収益	68
雑益	86
資産見返運営費交付金等戻入	30
資産見返物品受贈額戻入	277
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

(4) 資金計画

平成28年度～平成33年度

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7, 141
業務活動による支出	7, 041
投資活動による支出	100
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	7, 141
業務活動による収入	7, 141
運営費交付金による収入	3, 305
授業料等及び入学検定料による収入	3, 538
受託研究等による収入	68
寄附金による収入	18
その他の収入	212
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額

2億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び施設整備に充てる。

5 市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(3) 積立金の使途

教育研究の質の向上及び施設整備に充てることを基本とする。

(4) 公立大学法人の業務運営に関し必要な事項

なし

公立大学法人山陽小野田市立
山口東京理科大学

年 度 計 画

【平成28年4月から平成29年3月】

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

目 次

I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	2
3 研究に関する目標を達成するための措置	3
II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置	4
III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	6
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	7
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	8
4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置	8
IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	9
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	9
3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置	9
V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	10
VI. その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	11
2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置	11
3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置	11
VII. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	12
VIII. 短期借入金の限度額	13
IX. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	13
X. 剰余金の使途	13
XI. 積立金の使途	13

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)	平成 28 年度計画
1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 教育内容及び教育の成果等の充実	
① 教育課程編成方針等の明確化 確かな基礎学力と高度な専門知識を修得した人間性豊かな人材を養成するため、学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学者受入方針を明確に定め実践する。 ② 教育方法の工夫・開発 講義形式で行っている授業に能動的学修力の育成に効果的な教育手法（アクティブ・ラーニング）を取り入れる。 ③ 教養科目の体系化 現代社会が直面する課題に対応する文理融合科目（統合科学）や、異分野・学際領域理解のための科目を充実する。また英語教育の強化を図り英語による授業を拡大充実し、その効果を測定するために TOEIC を利用する ④ 国際感覚を備えた人材の養成 学生の目線を海外に向けさせ異文化に触れる機会として、短期留学を実施するために国際交流センターを設置するとともに、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう危機管理の体制を整備する。	1. 地域貢献型大学として現行の 3 つの方針（学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学者受入方針）の内容が適切か精査する。 2. 平成 29 年度に向けて、地域貢献を主体としたアクティブ・ラーニングの教育手法を用いた、能動的な科目を設置する。 3. 英語教育を強化するため、専任教員の増加を検討する。 4. 学生が卒業するまでに取得を目指す TOEIC スコアの設定を検討する。 5. 短期留学制度の導入を検討する。 6. 外国人留学生を対象に特別選抜を実施する。
(2) 教員の教育能力向上の推進	
大学及び大学院の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD活動）を計画的に実施する。	7. 他組織主催のFD研修会等に参加、視察しFD活動を充実化する。 8. 若手教員を中心とした、FD作業部会を設置し学内研修会等のFD活動の計画を作成する。

(3) 学生の受入れに関する方針の明示	
入学者に求める能力、適性等を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として明確化し、入試方法及び評価方法を点検し、適宜修正を加える。	9. 高等学校等を卒業までに培う学力の要素を、各入試方式において、多面的・総合的に評価しているか検証する。
2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
(1) 多様なニーズに対応した支援	
① 経済的理由や罹災等で就学が困難な学生に対する授業料減免制度や大学独自の奨学金制度等の仕組みを構築する。	10. 生活困窮者に対する授業料減免措置の基準を明確にし、学生へ周知する。 11. 学生および父母が自然災害に罹災した際、より一層迅速に対応できる体制を構築する。 12. 大学独自の奨学金制度を構築するに当たり、他の公立大学の状況を調査する。
② 学生の主体的な課外活動を運営、財政の両面から支援し、主体性の向上と社会性の涵養を促進する。また、学生自治会、教育後援会及び同窓会との協力体制を整備する。	13. 課外活動を学生の主体的な運営体制とするため、学友会を設置する。 14. 学生の課外活動を支援するため、教育後援会の設置について検討を開始する。
③ 学生の健康相談、心的支援及び生活相談等を行う体制を整備し、担任教員制度を活用して問題を抱える学生や留学生及び障がいを持つ学生への支援を行う。	15. キャリアカウンセラー、心理カウンセラー、精神科医等の専門家による学生相談を充実させる。
(2) キャリア支援の充実	
① キャリア支援センターと学部・研究科が連携し、就職の斡旋等にとどまらず、進学を含むキャリア形成全般について支援するとともに、市内企業及び県内企業の魅力を多くの学生に知ってもらうための取組みを強化する。	16. 教職員が協働し、キャリア教育に特化した低学年次からのカリキュラムマップの作成を検討する。 17. 市内、県内企業を対象とした学内企業説明会の開催を促す。
② 教員採用試験、公務員採用試験及び国家資格試験等の特別講座を開講し、各試験の合格率を高める取組みを実施する。	18. 現行の公務員採用試験対策講座に関してアンケートを実施し、学生のニーズを調査し、次年度に反映させる。 19. 公務員採用に向けた説明会を学内で実施する。 20. 教員採用試験対策講座、国家資格試験対策講座の開講を予算面も含め検討する。

③ 県内企業に対して、本学が主催する企業面談会への参加や本学内での会社説明会等の開催を実施することにより、県内就職を希望する学生と企業のマッチングの機会の拡大を図る。	21. 本学が主催する企業説明会の開催案内を掲示以外にメーリングリストを作成し、就職希望者全員に発信する。 22. 県内企業への就職率を向上させるため、受け皿となる企業を発掘するために積極的に県内企業を訪問する。
3 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究活動の活性化	
① 産学官連携の研究プロジェクトの検討、企画を行う。 ② 研究活動の主体である大学院生の入学者増加を図り、全ての研究室に大学院生が在籍することを目指す。	23. 大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを支援する仕組みの構築を目指す。 24. 地域の課題に対して積極的に市や商工会議所の委員会等に参加、地域と連携して大学の知識を活用する。
(2) 研究成果の集積と公表	
地域産業界や地域社会のニーズにマッチした研究テーマ及び国際的に通用する研究領域を絞り込み、研究成果を挙げる上で最も有効な体制を検討する。	25. 平成30年度入試に向けて大学院の定員増を文部科学省に申請する。
(3) 学術交流の促進	
国内外の大学や研究機関との交流、共同研究の拡大を図る。	26. 研究成果をデータベース化し、国内外の大学や研究機関に発信する。 27. 大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを支援する仕組みの構築を目指す。 (再掲)
(4) 研究倫理の徹底	
研究活動に係る不正防止を図るための全学的な仕組みを構築する。	28. 研究活動コンプライアンス委員会を組織し、研究活動に係る不正防止を図るための全学的な仕組みの構築を目指す。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)	平成 28 年度計画
Ⅱ. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置	
1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化	
(1) 地域連携センターの生涯学習部門及び地域連携室を中心に地域社会との連携や地域貢献活動を推進強化する。	29. 地域連携センターの窓口として、地域連携室を置き、地域社会の動向やニーズを把握する。
(2) 講演会、研修会、教育・教養講座及び中高教員向け教育等を計画、実施する。	30. 地域連携センター運営委員会を開催し、年間計画を策定し、実施する。 31. 中高教員向けのリカレントセミナーを実施する。
(3) 地域の技術力向上の支援（技術相談、企業教育支援、専門家派遣、人材の供給等）を行う。	32. 商工会議所等の地元経済団体と協働し、地域の技術力の向上に向けた取り組みを検討する。
(4) 学生向けの地域教育の推進及び地域活動の支援（大学施設・設備の提供、教員知識の活用等）を行う。	33. 地域関連科目のカリキュラムを充実させ、受講者の増加を図る。
(5) 地元小中高への出前授業や実験体験、市民への大学開放を実施する。	34. 山陽小野田市教育委員会と連携し、ほんものの科学体験講座を実施するほか、高等学校での出前授業や大学での講義・実験を行う。
2 産業界との連携	
(1) 大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを図り、支援する仕組みを構築する。	35. 大学と企業との調整役を果たすコーディネーターを置き、企業の技術ニーズを把握する。
(2) 研究連携、シンポジウム、セミナー及び研究成果の活用促進等大学の外に向けた活動を活性化する。	36. 学内の研究者の情報を集約し、冊子やホームページを通じて外部に発信する。

3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮	
(1) 地域の課題に対して積極的に市や商工会議所の委員会、審議会に参加する。	37. 地元自治体の審議会や商工会議所等の委員会に参加し、地域の課題を把握する。
4 学生の地元定着	
(1) 入学者に占める県内学生割合の向上	
入学者選抜の適正な実施に留意しつつ、入学者に占める県内出身者の割合を高めていく。	38. 県内高校出身者を対象とした、地域推薦を実施する。
(2) 県内就職割合の向上	
大学を卒業し、県内に就職する者割合を高めていく。	39. 県内就職者のOB・OGを大学に招き講演会を開催し、県内就職の魅力を発信する。 40. 山口県インターンシップ推進協議会との連携を強化し、県内でのインターンシップを推進する。 41. 県内でのインターンシップ受講学生の発表会を実施し、学生への動機づけを図る。 42. 県内企業訪問時にアンケートを実施し、分析結果に基づき、キャリア関連科目の内容の見直しを検討する。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)	平成 28 年度計画
Ⅲ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	
(1) 業務執行体制の強化	
① 理事長、学長を中心とした運営体制の構築 経営審議会、教育研究審議会、教授総会、研究科会議等の管理運営と教育研究の緊密な運営体制を構築する。	4 3. 学長補佐体制の充実を図るため副学長の設置を検討する。
② 簡素で機能的な組織の編成 運営組織の目的や業務内容の見直しを定期的に行い、簡素で効率的な組織を構築する。	4 4. 事務事業について定期的に見直しを行い、事務能率の向上を図り、経営資源の配分を適切に行う。
(2) 人材育成の強化	
① 適切な人事評価制度の確立 教員の能力、意欲、業績及び大学運営への貢献度が自己の処遇に適切に反映される多面的な人事評価制度を確立する。	4 5. 教員人事評価委員会を設置し、人事評価制度の見直しを検討する。
② 計画的な職員の採用と配置 大学事務における専門性を強化するため、職員人事計画を策定し、業務内容に応じた適材適所配置と人材確保を行う。	4 6. 職員の採用、昇任、昇格に関する基準を段階的に整備する。
③ 事務職員の職能開発 管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた組織的な職員研修（SD活動）を計画的に実施する。	4 7. 公立大学協会が主催する業務別等の各種研修会へ積極的に参加する。 4 8. SD活動の一環として設立母体へ事務職員を派遣し、人材育成を行う。
(3) 地域に開かれた大学づくりの推進	
① 大学に関する情報の積極的な提供 多様な広報の手段や機会を効果的に活用し、社会への説明責任を果たすと共に、大学ブランド力を高めるための情報提供、広報活動を推進する。	4 9. 大学から発信する媒体物（冊子・ホームページ）の見直しを行う
② 外部有識者が大学運営に参画する仕組みの充実 理事、経営審議会、教育研究審議会の委員等に外部有識者を委嘱し、大学運営に参画する体制を構築	5 0. 理事、経営審議会、教育研究審議会の委員に外部有識者を委嘱し、外部有識者が大学運営に参画する仕組みを構築する。

する。	
③ 初等中等教育への支援 小・中学校における理科教育事業や教員の指導力向上のための研修会等に講師を派遣する。	5 1. 山陽小野田市教育委員会と連携し、理科教育における初等中等教育のニーズを把握する。 5 2. 地元中学校に、教育実習生を派遣する。
(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進	
① 自己点検評価及び外部監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な仕組みを構築する。	5 3. 自己点検評価委員会を設置し、業務運営の点検及び評価を行う。
② 監査法人等が行う外部監査の仕組みを構築する。	5 4. 監査法人による会計監査を行い業務運営の改善に向けた継続的な取り組みを推進する。
(5) 他の教育機関等との連携	
① 東京理科大学と姉妹校協定を締結し、教育研究、産学連携、人材育成及び職員の人事交流等を継続する。	5 5. 東京理科大学との教育研究連携が具体的に推進できるよう必要な方策を行う。
② 公立大学協会加盟校や中四国支部大学と連携する。	5 6. 公立大学協会が主催する各種研究会に出席する。
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	
(1) 教育組織の見直し	
自己点検評価や外部評価等を踏まえ、学部及び研究科等の教育研究組織を見直し、適切な教員配置を行う。	5 7. 長期的な教員配置計画を作成する。
(2) 薬学部を設置	
平成30年4月に現在の校地内に薬学部を開設する。	5 8. 薬学部設置を視野に教育研究組織及び事務組織の見直しを検討する。
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	
(1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立	
外部研究費の獲得件数の増等、教育研究活動の活性化や教職員の資質の向上に資する仕組みを構築する。	5 9. 競争的研究資金における間接経費の一部をインセンティブ研究費として獲得した教員に還元する制度を構築する。

(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築	
① 教育職員の人事制度、採用方針及び計画等を取りまとめる教員人事委員会を設置し、全学的な視点に立った制度を構築する。	60. 教員人事委員会を設置し、教員活動点検・評価の活用方法の議論を進め、具体的な活用案を整理する。
② 事務職員の適正な定数管理もと、全学的な視点・方針に則り、限られた人材を効果的に配置する。	61. 職員の定年後の再雇用制度について検討する。
4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置	
(1) 外部委託の活用、情報化の推進等、業務の効率化を行う。	62. 事務運営会議を毎月開催し、事務処理の内容及び方法について点検を行う。
(2) 学内の各種データや業務手順書等をデータベースとして一元化する。	63. 学内グループウェアを導入し、業務手順書や各種様式及び学内データを掲載する。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)	平成 28 年度計画
Ⅳ. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	
(1) 授業料学生納付金	
大学院の入学定員増を行い、学生納付金の安定的確保を図る。	6 4. 大学院工学研究科の入学定員の増加に向けた調査、検討を進める。
(2) 外部資金等の積極的導入	
研究助成金や競争的研究資金の採択率を高めるための措置を講じる	6 5. URA 及び産学連携コーディネーターの連携強化により、外部資金獲得支援体制を充実させる。 6 6. 申請書の効果的な作成方法及びポイントに関する研修会を開催する。 6 7. 研究支援を行う研究支援課を設置する。
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
中・長期財政計画に基づき、適正な予算編成と厳格な予算執行を行う。	6 8. 効率的に業務を推進し、時間外勤務の抑制等、経費削減に努める。
3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置	
① 教室の稼働率、体育施設の利用状況、図書館の利用者数等、施設設備の利用状況を調査し、その結果に基づき、施設設備の運用改善、有効活用を図る。	6 9. 教室の稼働率、体育施設の利用状況、図書館の利用者数等、施設設備の利用状況を調査する。
② 施設設備の資産価値を保全し、大規模修繕等の経済的損失を最小限に抑えるため、適切かつ計画的な保守・管理を行う。	7 0. 施設設備の現状を把握するため、建物診断等の調査を実施する。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)	平成 28 年度計画
V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
(1) 自己点検、評価を実施する体制の整備	
加盟する認証評価機関の評価基準と評価項目に沿って自己点検・評価を実施する。併せて、中期計画の目標達成状況を自己評価する。	7 1. 認証評価機関の説明会に参加し、認証評価を受審する機関を決定する。 7 2. 認証評価機関の評価項目に沿って、自己点検・評価の項目の見直しを検討する。
(2) 自己点検、評価の内容、方法の充実	
具体的に設定された指標や達成水準に基づいた自己点検・評価を実施し、その評価結果を適切に大学運営の改善に反映させる。	7 3. 日本技術者教育認定機構 (JABEE) による審査を受け、本学の自己点検・評価システムの仕組み自体の機能が適切であるかについて点検を行う。
(3) 評価結果の公表	
自己点検、評価の結果については要約した資料を公表する。	7 4. 研究情報を集約し、学内データベース化を検討する。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)	平成 28 年度計画
Ⅵ. その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	
良好な教育研究活動環境を維持するため、既存施設の修繕計画や新たな施設設備及び実験機器の整備計画を策定する。	75. 施設の定期検査を実施し、安全対策を優先した整備、改修工事を行う。 76. 中期施設整備計画を基に、施設設備の整備を行う。
2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置	
学校保健法及び労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を確保し、学生や教職員の健康保全及び安全衛生に努める。	77. 職員の健康管理のため、ストレスチェックを実施する。 78. 学生や教職員の健康保全のため、精神科医と臨床心理士を配置する。 79. 学内に設置している AED の使用法等の救急講習会を実施する。
3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置	
研究費を適正に使用し法令の遵守に努める。また、危機管理体制を整備するとともに、学生、教職員に対し防災訓練等を定期的に行う。	80. 災害時の避難誘導経路図の見直しを図り、学生及び教職員に対し周知を行う。

Ⅶ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	850
授業料収入	564
受託研究費収入及び寄附金	5
補助金収入	5
その他収入	10
計	1,434

区 分	金 額
支出	
教育研究経費	207
人件費	597
一般管理費	595
その他支出	35
計	1,434

2 収支計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	1,310
業務費	809
教育研究経費	207
受託研究費等	5
人件費	597
一般管理費	437
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	64
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	1,310
運営費交付金収益	850
授業料等収益	376
補助金等収益	5
受託研究費等収益	5
雑益	10
資産見返運営費交付金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	64
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

3 資金計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1, 4 3 4
業務活動による支出	1, 4 0 4
投資活動による支出	3 0
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金流入	1, 4 3 4
業務活動による収入	1, 4 3 4
運営費交付金収入	8 5 0
授業料等及び入学検定料収入	5 6 4
寄附金等収入	5
補助金等収入	5
その他収入	1 0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度繰越金	0

Ⅷ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

Ⅸ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

Ⅹ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び施設整備に充てる。

Ⅺ 積立金の使途

教育研究の質の向上及び施設整備に充てることを基本とする。

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標・中期計画対比表

中期計画													
＜基本的な目標＞ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）は、大学を設 置し、及び管理・運営することにより、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、学 校法人東京理科大学との姉妹校関係を維持強化しつつ、理工系の基礎的知識と専門的な学 術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパー ソン」の育成に貢献することを目的としている。 今後、公立化により新しく生まれ変わる大学として地域創生における「知のローカル・ ハブ」という役割を果たしていくに当たって、 (1) 技術の進歩に素早く対応できる「確かな基礎学力」と「高度な専門知識」を身につ け、さらに深い教養と学際領域の幅広い知識、創造力と課題解決能力を兼ね備えた、世 界的視野で物事を思考できる人間性豊かな科学技術者を育成する。 (2) 地域における知（地）の拠点として、さらなる産学官連携による地域社会と地域産業 の振興、発展に寄与する社会貢献機能を備えた個性ある大学へと進化する。 この2つを基本姿勢として、今後の大学運営を行っていく。 この基本的な目標の実現とあわせ、着実に成果を挙げるための安定した体制、仕組みを 早期に確立することを目指して、次のとおり中期目標を定める。													
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。 2 教育研究上の基本組織 次のとおり、学部及び大学院を置くものとする。 工学部：機械工学科、電気工学科、応用化学科 大学院：工学研究科	第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期計画の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。 2 教育研究上の基本組織 (1). 学部及び大学院研究科 <table><tr><td>学 部</td><td>工 学 部</td><td>機 械 工 学 科</td></tr><tr><td></td><td></td><td>電 気 工 学 科</td></tr><tr><td></td><td></td><td>応 用 化 学 科</td></tr><tr><td>大学院研究科</td><td>工学研究科</td><td>工 学 専 攻</td></tr></table>	学 部	工 学 部	機 械 工 学 科			電 気 工 学 科			応 用 化 学 科	大学院研究科	工学研究科	工 学 専 攻
学 部	工 学 部	機 械 工 学 科											
		電 気 工 学 科											
		応 用 化 学 科											
大学院研究科	工学研究科	工 学 専 攻											

	(2) 研究所等 <table border="1"> <tr> <td>研 究 所</td><td>液 晶 研 究 所</td></tr> <tr> <td>研 究 所</td><td>先 進 材 料 研 究 所</td></tr> </table>	研 究 所	液 晶 研 究 所	研 究 所	先 進 材 料 研 究 所
研 究 所	液 晶 研 究 所				
研 究 所	先 進 材 料 研 究 所				
第2 教育研究等の質の向上に関する目標	第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置				
1 教育に関する目標 (1) 教育内容及び教育の成果等の充実 教育課程の編成・実施の方針を、学生が身に付けるべき学習成果を学位授与の方針として具体化・明確化し、学生の学習到達度の的確な把握・測定を通して、卒業認定を行う組織的な体制を整える。	1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容及び教育の成果等の充実 ① 教育課程編成方針等の明確化 確かな基礎学力と高度な専門知識を修得した人間性豊かな人材を養成するため、学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学者受入方針を明確に定め実践する。 ② 教育方法の工夫・開発 講義形式で行っている授業に能動的学修力の育成に効果的な教育手法（アクティブ・ラーニング）を取り入れる。 ③ 教養科目の体系化 現代社会が直面する課題に対応する文理融合科目（統合科学）や、異分野・学際領域理解のための科目を充実する。また英語教育の強化を図り英語による授業を拡大充実し、英語教育の効果を測定するために TOEIC を利用する。 ④ 国際感覚を備えた人材の養成 学生の目線を外に向けさせ異文化に触れる機会として、短期留学を実施するために国際交流センターを設置するとともに、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう危機管理体制を整備する。				
(2) 教員の教育能力向上の推進 設置基準に沿った教員数の確保と、教育活動に必要なバランスが配慮された構成に努める。また、教育点検・改善、教員評価や研修による教員の資質・能力向上に継続的に取り組んでいく。	(2) 教員の教育能力向上の推進 大学及び大学院の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD 活動）を計画的に実施する。				
(3) 学生の受入れに関する方針 入学者受入方針を明確にし、入学者選抜等を公正かつ適正な方法により実施して、入学者受け入れの方針に応じた学生の受入れを推進する。	(3) 学生の受入れに関する方針の明示 入学者に求める能力、適性等を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として明確化し、入試方法及び評価方法を点検し、適宜修正を加える。				

2 学生への支援に関する目標 (1) 多様なニーズに対応した支援 学生が経済的に安定した環境で学修に取り組めるよう適切な支援を行う。また、学生に対する健康相談、心の相談、生活相談等を適切に行うとともに、学生支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを整備し、学生支援の改善に反映する。	2 学生への支援に関する目標を達成するための措置 (1) 多様なニーズに対応した支援 ① 経済的理由や罹災等で就学が困難な学生に対する授業料減免制度や大学独自の奨学金制度等の仕組みを構築する。 ② 学生の主体的な課外活動を運営、財政の両面から支援し、主体性の向上と社会性の涵養を促進する。また、学生自治会、教育後援会及び同窓会との協力体制を整備する。 ③ 学生の健康相談、心の支援及び生活相談等を行う体制を整備し、担任教員制度を活用して問題を抱える学生や留学生及び障がいを持つ学生への支援を行う。
(2) キャリア支援の充実 学生が自らの職業観、勤労観を培い、社会的・職業的自立を図るために必要な社会基盤力を身に付けることができるよう、キャリア支援・教育と就職・進学に対する相談及び助言体制を整備するなど、教育課程の内外に渡る支援を充実するとともに、地域の要請に応えた取組を促進する。	(2) キャリア支援の充実 ① キャリア支援センターと学部・研究科が連携し、就職の斡旋等にとどまらず、進学を含むキャリア形成全般について支援するとともに、市内企業及び県内企業の魅力を多くの学生に知ってもらうための取組みを強化する。 ② 教員採用試験、公務員採用試験及び国家資格試験等の特別講座を開講し、各試験の合格率を高める取組みを実施する。 ③ 県内企業に対して、本学が主催する企業面談会への参加や本学内での会社説明会等の開催を実施することにより、県内就職を希望する学生と企業のマッチングの機会を拡大を図る。
3 研究に関する目標 (1) 研究活動の活性化 先端科学・技術研究を推進するための研究者の自主的な独創性のある研究や、組織の枠組みを超えて戦略的に行う共同研究に加え、地域課題の解決や地域の特性をいかした研究を更に促進する。 (2) 研究成果の集積と公表 産学官連携によって大学からの技術移転を促進するとともに、その成果を内外に発信する。 (3) 学術交流の促進 国内外の大学及び研究機関との交流の充実を図り、学術情報の相互交換、共同研究等を推進する。	3 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究活動の活性化 ① 産学官連携の研究プロジェクトの検討、企画を行う。 ② 研究活動の主体である大学院生の入学増加を図り、全ての研究室に大学院生が在籍することを目指す。 (2) 研究成果の集積と公表 地域産業界や地域社会のニーズにマッチした研究テーマ及び国際的に通用する研究領域を絞り込み、研究成果を挙げる上で最も有効な体制を検討する。 (3) 学術交流の促進 国内外の大学や研究機関との交流、共同研究の拡大を図る。
(4) 研究倫理の徹底 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者に求められる倫理規範の修得を通して、その徹底を図る。	(4) 研究倫理の徹底 研究活動に係る不正防止を図るための全学的な仕組みを構築する。

第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標	第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置
1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化 「知（地）の拠点」（地域コミュニティの中核的存在）として、生涯学習の学びの場を提供するとともに、社会ニーズに沿った社会人教育を展開し、地域再生・活性化の拠点として地域貢献を図る。	1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化 (1) 地域連携センターの生涯学習部門及び地域連携室を中心に地域社会との連携や地域貢献活動を推進強化する。 (2) 講演会、研修会、教育・教養講座及び中高教員向け教育等を計画、実施する。 (3) 地域の技術力向上の支援（技術相談、企業教育支援、専門家派遣、人材の供給等）を行う。 (4) 学生向けの地域教育の推進及び地域活動の支援（大学施設・設備の提供、教員知識の活用等）を行う。 (5) 地元小中高への出前授業や実験体験、市民への大学開放を実施する。
2 産業界との連携 産学官の連携によって大学からの技術移転を促進するとともに、新商品の開発や新しい産業・技術を創出できようような環境の整備を図る。	2 産業界との連携 (1) 大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを図り、支援する仕組みを構築する。 (2) 研究連携、シンポジウム、セミナー及び研究成果の活用促進等大学の外に向けた活動を活性化する。
3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮 様々な地域の課題に対して、大学の持つ知的・人的資源を活用し、その解決に向けた調査研究や政策形成に寄与する役割を担う。	3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮 (1) 地域の課題に対して積極的に市や商工会議所の委員会、審議会に参加する。
4 学生の地元定着 地域を支える課題解決能力と問題解決能力を備えた人材育成に努め、市内及び県内企業への就職支援を促進する。	4 学生の地元定着 (1) 入学者に占める県内学生割合の向上 入学者選抜の適正な実施に留意しつつ、入学者に占める県内出身者の割合を高めていく。 (2) 県内就職割合の向上 大学を卒業し、県内に就職する者の割合を高めていく。
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
1 運営体制の改善に関する目標 大学設置の目的を達成するために定款で定める役員及び審議機関を置き、運営の仕組みとしての体制を構築し、経営と教学のコミュニケーションを円滑に保ちながら、迅速に意思決定を行える組織の確立を図る。 (1) 業務執行体制の強化 業務遂行の管理体制（目標管理制度、事業評価等）を構築し、理事長及び学長のガバナ	1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 業務執行体制の強化 ① 理事長、学長を中心とした運営体制の構築

ンスを含む権限の適切な分散と、責任の明確化に配慮した組織編成及び業務の効率的な執行体制を確保する。	経営審議会、教育研究審議会、教授総会、研究科会議等の管理運営と教育研究の緊密な運営体制を構築する。 ② 簡素で機能的な組織の編成 運営組織の目的や業務内容の見直しを定期的に行い、簡素で効率的な組織を構築する。
(2) 人材育成の強化 法人の自律的な運営を支える教職員を育成するため、計画的に人材を採用し、教職員の資質・能力向上のための組織的な研修に取り組みとともに、成果に基づき人事考課制度を適正に運用する。	(2) 人材育成の強化 ① 適切な人事評価制度の確立 教員の能力、意欲、業績及び大学運営への貢献度が自己の処遇に適切に反映される多面的な人事評価制度を確立する。 ② 計画的な職員の採用と配置 大学事務における専門性を強化するため、職員人事計画を策定し、業務内容に応じた適材適所の配置と人材確保を行う。 ③ 事務職員の職能開発 管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた組織的な職員研修（SD活動）を計画的に実施する。
(3) 開かれた大学づくりの推進 大学の活動内容が広く住民に周知され、地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、大学に関する情報の積極的な提供、外部の有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実など、地域に開かれた大学づくりに資する取組を進める。	(3) 地域に開かれた大学づくりの推進 ① 大学に関する情報の積極的な提供 多様な広報の手段や機会を効果的に活用し、社会への説明責任を果たすと共に、大学ブランド力を高めるための情報提供、広報活動を推進する。 ② 外部有識者が大学運営に参画する仕組みの充実 理事、経営審議会、教育研究審議会の委員等に外部有識者を委嘱し、大学運営に参画する体制を構築する。 ③ 初等中等教育への支援 小・中学校における理科教育事業や教員の指導力向上のための研修会等に講師を派遣する。
(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進 自己点検・評価、評価委員会による評価などの評価制度や監事による業務監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な取組を進める。	(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進 ① 自己点検・評価及び外部監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な仕組みを構築する。 ② 監査法人等が行う外部監査の仕組みを構築する。

(5) 他の教育機関等との連携 教育の質の保証や、研究活動の促進、高度化する大学運営の諸課題を組織的かつ適切に処理するため、国内外の大学・研究機関等との学術交流や学生の相互交流をはじめとした機能的かつ有意義な連携・交流を深める。	(5) 他の教育機関等との連携 ① 東京理科大学と姉妹校協定を締結し、教育研究、産学連携、人材育成及び職員 の人事交流等を継続する。 ② 公立大学協会加盟校や中四国支部大学と連携する。
2 教育研究組織の見直しに関する目標 (1) 教育研究組織の見直し 大学が、その特色を生かしつつ、学問の進展や社会の要請に対応し、より効果的、効率的な教育研究活動を行うことができるよう、教育研究組織について、必要に応じ適切な見直しを行う。	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (1) 教育研究組織の見直し 自己点検評価や外部評価等を踏まえ、学部及び研究科等の教育研究組織を見直し、適切な教員配置を行う。
(2) 薬学部設置 平成30年4月を目標に、新たな理系領域の体制づくりとしての薬学部の設置に向けて取り組んでいく。	(2) 薬学部の設置 平成30年4月に現在の校地内に薬学部を開設する。
3 人事の適正化に関する目標 (1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立 能力、意欲及び業績が教職員の処遇等に適切に反映される制度を導入することにより教職員にインセンティブが働く仕組みを確立し、教職員の資質の向上、ひいては教育研究の活性化に資する。	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立 外部研究費の獲得件数の増等、教育研究活動の活性化や教職員の資質の向上に資する仕組みを構築する。
(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築 学部の枠を超え、全学的な視点に立った戦略的、効果的な人事を行うことができ、公正性、透明性及び客観性が確保される制度を構築する。	(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築 ① 教育職員の人事制度、採用方針及び計画等を取りまとめる教員人事委員会を設置し、全学的な視点に立った制度を構築する。 ② 事務職員の適正な定数管理のもと、全学的な視点・方針に則り、限られた人材を効果的に配置する。
4 事務等の効率化、合理化に関する目標 社会情勢の変化や住民のニーズに的確に対応した効果的かつ効率的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用、情報化の推進等の業務の見直しを進めるとともに、事務組織について常に見直しを行う。	4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置 (1) 外部委託の活用、情報化の推進等、業務の効率化を行う。 (2) 学内の各種データベースや業務手順書等をデータベースとして一元化する。
第5 財務内容の改善に関する目標 1 自己収入の増加に関する目標 定員確保による学生納付金のほか、外部資金の獲得などに積極的に取り組み、自主財源の安定的確保により、健全な法人運営を行うための経営基盤の強化を図る。 (1) 授業料等学生納付金	第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 授業料等学生納付金

授業料をはじめとする学生納付金は、法人の業務運営における最も基礎的な収入であることを踏まえ、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な料金設定を行う。	大学院の入学定員増を行い、学生納付金の安定的確保を図る。
(2) 外部研究資金等の積極的導入 法人の収入の大部分は授業料等学生納付金と運営費交付金とで占められているが、これに加えて、教育研究の水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金等の導入に努める必要がある。このため、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の獲得や、産学官連携、地域連携による共同研究、受託研究に積極的に取り組む。	(2) 外部研究資金等の積極的導入 研究助成金や競争的研究資金の採択率を高めるための措置を講じる。
2 経費の抑制に関する目標 地域に支えられた大学であることを踏まえ、自立的な大学運営を行うに当たり、予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化、契約方法の改善などにより、経費の適正化を図る。また、教育研究の水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化、適正な人員配置等を進める。	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 中・長期財政計画に基づき、適正な予算編成と厳格な予算執行を行う。
3 資産の管理及び運用に関する目標 教育研究の水準の向上の観点に立って、資産の有効かつ効率的な活用に努め、適正な維持管理を図るとともに、地域貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を促進する。また、知的財産権の保護と効果的・効率的な民間への技術移転の推進のため、特許の申請や利用促進等について、積極的な取組を行う。	3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置 (1) 教室の稼働率、体育施設の利用状況、図書館の利用者数等、施設設備の利用状況を調査し、その結果に基づき、施設設備の運用改善、有効活用を図る。 (2) 施設設備の資産価値を保全し、大規模修繕等の経済的損失を最小限に抑えるため適切かつ計画的な保守・管理を行う。
第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
教育研究及び組織運営の状況について自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部委員の意見を反映させるなど、その内容、方法の一層の充実に取り組む。また、評価結果については、速やかに公表するとともに、法人が、業務運営の改善に取り組んでいる状況を住民に開示する。	1 自己点検、評価を実施する体制の整備 加盟する認証評価機関の評価基準と評価項目に沿って自己点検・評価を実施する。併せて、中期計画の目標達成状況を自己評価する。 2 自己点検、評価の内容、方法の充実 具体的に設定された指標や達成水準に基づいた自己点検・評価を実施し、その評価結果を適切に大学運営の改善に反映させる。 3 評価結果の公表 自己点検、評価の結果については要約した資料を公表する。

第7 その他業務運営に関する重要目標	第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置
1 施設設備の整備、活用等に関する目標 教育研究、地域貢献等に関する長期的な見通しの下で、既存施設の活用を含めて、教育研究、情報基盤等の高度化、多様化に対応した施設の機能についての検討を行い、全学的な見地から全ての施設の効率的・弾力的な運用を促進する。	1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 良好な教育研究活動環境を維持するため、既存施設の修繕計画や新たな施設設備及び実験機器の整備計画を策定する。
2 安全衛生管理に関する目標 教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行うとともに、継続的にその水準の向上を図ることができると確立する。	2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置 学校保健法及び労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を確保し、学生や教職員の健康保全及び安全衛生に努める。
3 法令遵守及び危機管理に関する目標 大学人として求められる研究倫理や社会規範の厳守等の法令遵守及び危機管理に資する内部統制の充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。	3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置 研究費を適正に使用し法令の遵守に努める。また、危機管理体制を整備するとともに、学生、教職員に対し防災訓練等を定期的に行う。